

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和 7 年 8 月 12 日（火） 午前 10 時 00 分～午後 0 時 17 分
場 所	長久手市役所本庁舎 2 階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 野村 弘 委 員 大島令子 川合ともゆき 木村さゆり 富田えいじ なかじま和代
欠 員	1 人
職務のため 出席した者 の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 嵯峨 剛 行政課長 山田美代子 財政課長 井上隆雄 議 長 山田かずひこ 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 門前 健 議事課長 正林直己 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長
市長

2 議題

(1) 令和 7 年第 3 回長久手市議会定例会について

ア 付議予定議案について

＜説明：総務部長、行政課長、財政課長＞

- ・ 認定第 1 号～第 7 号、議案第 47 号～第 53 号、同意案第 3 号

（総務部長）香流苑解体撤去工事の変更契約議案と、長久手古戦場記念館及び長久手古戦場野外活動施設の指定管理者指定の議案について、開会日の上程に間に合うように次回の議会運営委員会で追加提出を予定している。

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

＜市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席＞

イ 会期日程について

＜説明：事務局＞

- ・ 8 月 29 日から 9 月 24 日までの 27 日間
- ・ 総務くらし建設委員会及び予算決算委員会総務くらし建設分科会
： 9 月 3 日、4 日

- ・ 教育福祉委員会及び予算決算委員会教育福祉分科会
： 9 月 5 日、8 日
 - ・ 予算決算委員会： 9 月 1 日、9 月 17 日
- (委員長) 説明のと通りの会期日程でよいか。
- ＜異議なし＞

ウ 議事日程について

＜説明：事務局＞

- ・ 第 1 号 会議録署名議員の指名（おくだけんじ議員、田崎あきひさ議員）
会期の決定
諸般の報告
認定第 1 号から認定第 7 号まで（上程、説明、監査委員の決算審査意見報告）
議案第 47 号から議案第 53 号まで（上程、説明）
同意案第 3 号（上程、説明、議案質疑、討論採決）
 - ・ 第 2 号 諸般の報告に対する質疑
認定第 1 号から認定第 7 号まで及び議案第 47 号から議案第 53 号まで
（議案質疑、委員会付託）
 - ・ 第 3 号～第 5 号 一般質問（個人質問）
 - ・ 第 6 号 諸般の報告
認定第 1 号から認定第 7 号まで及び議案第 47 号から議案第 53 号まで
（委員長報告、質疑、討論採決）
- (委員長) 説明のと通りの議事日程でよいか。
- ＜異議なし＞

エ その他

＜説明：事務局＞

- ・ 委員会付託議案
総務くらし建設委員会 なし
教育福祉委員会 条例 3 件、その他 1 件
予算決算委員会 決算 7 件、予算 3 件
- (事務局) 先ほど総務部長から説明のあった、次回の委員会で提出予定の追加議案 2 件は、総務くらし建設委員会への付託議案となる。
- (委員長) 説明のとおりでよいか。
- ＜異議なし＞

(2) 現タブレット端末リースアップ後（令和 9 年 2 月以降）の対応について

(委員長) 各会派の意見を伺う。

(公明党) リースアップ後も、現タブレット端末を使用したい議員は引き続き使用し、

SIM カードは政務活動費から支出してはどうかと考える。

(ながくて) リースアップ後も現タブレットを使用することでよい。SIM カードは現状のまま公費で負担するのが望ましいが、ほとんど使用されない現状から予算要求しても通らないと考える。現契約期間の終了後、令和9年2月から令和9年4月までの今任期中については、政務活動費からの支出や個人で負担するなど、個人の判断に任せるのがよいという意見でまとまった。

(翼) 現状のまま継続して使用できる環境にすべきである。市議会のペーパーレス化は執行部側から提案されて進んでおり、そのために端末が必要になっているので、基本的には全て公費であるべきだと考える。SIM カードについては使用していない議員もいるが、個人で端末を購入したりして使用している人もおり、それに対する補填はされていない。利用実態調査をした上で、議会の仕事として使用するものは、原則公費負担とすべきである。

(香流) 前回の委員会で発言したとおりだが、SIM カードの契約期間の終了後は、議員個人が持ち込んで使用する端末にも対応できるよう、通信費の支給という形で対応してはどうかと考える。タブレット端末については、新たな端末を用意しなくても、個人端末の持ち込みに対応できるようにすればよく、現タブレット端末の使用を希望する議員には、引き続き貸与すればよい。

(わたなべ委員外議員)

田崎議員からの要望として、タブレット端末については新しい端末のリースを組めないか、SIM カードについては復活させてほしいとのことであった。

(みらい) とりあえず令和9年4月の今任期中までは現状どおり使用できるのがよい。ただ、SIM カードの利用状況を考えると予算要求してもなかなか厳しいと思うので、予算が通らなかつたら政務活動費からの支出とするかあくまで公費とするかを議論することになると思う。

(なかじま委員)

会派「翼」の意見に追加だが、現タブレット端末が使いにくいことから、個人端末を別の方法でインターネットにつなぐこともあるし、家庭のWi-Fi 環境も含め実態調査を行ってほしい。

(大島委員) 現タブレット端末の導入時は、各議員の家庭にインターネット環境があることを前提に話を進めてきたが、通信費用は各家庭の契約先によって差があるし、改選後に新たに議員になる方の家庭にもインターネット環境があるとは限らない。また、タブレット端末を使って議会の仕事をするために新しいルーターを購入したりなど、一時期、自宅の環境整備に費用がすごくかかった。実際にどのくらい費用がかかっているかを調査した上で、SIM カードを公費で負担するのか、政務活動費から支出する程度でよいのかを考えるとよい。

(委員長) 意見をまとめると、「現タブレット端末については引き続き使用する」「SIM カードについては政務活動費から支出するか、公費負担とするかのどちらか」ということだと思う。会派「香流」からの意見にあった「通信費の支給」とは、どのようなイメージか。

(香流) 新しい端末が貸与されるなら SIM カードもその端末とともに支給されるとよいと思うが、引き続き現タブレット端末を使用するのであれば、個人の端末を使用する選択もできるように、「通信費の支給」という形での対応を提案した。

例えば、私はギガマックスというデータ使い放題のプランを契約しており、携帯電話のテザリング機能を使って、出先でも自分の端末で議案等の資料を見たりしている。ギガマックスのプランは月額約 8,000 円であるが、家族も契約することで割引されており、実際の支払いは月額 5,000 円ほどである。ただ、個人的な使用と議会・議員活動での使用との線引きは難しい。

私は、現在貸与されている端末の調子が悪いことから、支給されている公費負担の SIM カードについても使用していない状況だが、どの議員も何らかの形で desknet'sNEO や moreNOTE に接続して利用しているので、一律に「通信費の支給」という形にしてはどうかという提案である。

(委員長) 令和 8 年度当初予算に向けて予算を要求するためには、8 月 25 日の委員会までに方向性を決めないといけない。参考として、SIM カードの最近の使用状況を事務局にまとめてもらったので共有したい。

(事務局) 令和 6 年度の 1 年間と、令和 7 年 4 月から 6 月までの使用状況を表にしたものである。

(委員長) 2GB 以上使用している議員は 2、3 人にとどまっているのが現状である。

(富田委員) 使用状況が多いか少ないかで判断すると、明らかに少ないので公費負担での支給をやめる方向になるが、使用している人を基準にするべきではないか。

新たにリースを組んで新しい端末を購入するには多額の費用がかかるので、通信費の一部、例えば半額を公費で支給する形にすれば、そこまで多額の費用をかけることなく、改選後の新しい議員が個人端末の使用を選択することもできると思う。

(川合委員) そもそも DX 化を進めたのは執行部の都合であって、市議会は協力している側である。財政が厳しいからといって、予算要求もしないという姿勢はおかしいという気持ちもある。

(大島委員) 今任期中の令和 9 年 4 月までは現タブレットを使用するのがよいと思うが、基本的に議案は執行部から議会に提出するものであり、紙ではなくデータでの配付を続けるというならば、令和 9 年 5 月以降の任期から新しい端末を用意するかどうか、令和 8 年度中に話し合う必要がある。執行部の出方次第である。

(委員長) 「通信費の支給」という形については、契約金額の妥当性や、私用と公用の線引きが難しいこと、どのくらいの割合が公費で負担されるべきかといったことを分析し、議論する必要がある。

この際、暫時休憩とする。

<休憩：午前 11 時 03 分>

<再開：午前 11 時 30 分>

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を再開する。

令和8年度の予算要求にかかる部分は早急に方針を決める必要があり、令和9年2月から4月までの今任期中については、現状どおり公費でSIMカードの契約を継続することとしてよい。

＜異議なし＞

(3) 議長からの諮問事項

(委員長) 前回の委員会で議長から話のあった4項目について、本委員会で検討すべきかどうかも含め、各会派から意見を伺う。

- ・ 各議員が一般質問で扱った内容を、市議会の課題として共有、要望、提案することについて

(公明党) 各議員が扱った内容に対し、市議会として意見を一つにまとめることは、議員個々で考え方が違うので難しいと思う。

(ながくて) 意義のあることだと思うが、市政に影響の大きい提案に絞るなどはした方がよい。

(翼) 一般質問は個々の議員が強い思いを込めて行っているのに、あえて仕組みとして整理してしまうと、議員間のトラブルの元にもなりかねない。会派「公明党」の意見と同様、難しいと思う。

(香流) 市議会としての意見をまとめるのはどの会議で行うのか。公開の場か非公開の場か。また、誰が行った一般質問かを大事にする人もいるので、市議会全体の合意を取るということは難しいと思う。

ただ、広報クリニックの中でも、一般質問の内容が後にどうなったかが市民の関心事になるという話があり、よい取組だとは思っている。

(わたなべ委員外議員)

田崎議員から、まずは各議員が行った一般質問の内容をインターネットで共有するところから始めたいという意見があった。

(みらい) 意義のあることだとは思いますが、市議会として取り上げる内容を、誰がどういう基準で決めるのかを考えると、難しい面があると思う。今までも議員間で共通して課題と考える事柄があれば、その都度取り上げてきた。あえて仕組みとして決めなくてもよいと思う。

(委員長) 各会派の意見を伺ったが、慎重に捉える意見が多かったように思う。広報クリニックでの話によれば、「後にどうなったか」についての記事を議会だよりもに掲載している議会もあるとのことである。広報部会とそのような体制づくりを進めていくのもよい。

- ・ 通年議会の研究について

(公明党) まだ通年議会を取り入れている自治体は少なく、実際に通年議会を行っている議員に聞いたところ、大変とのことである。議員と個人の仕事を兼業してい

る人もいるので、難しいと思う。

(ながくて) 通年議会とはいえ頻繁に議会を開くわけではないとのことであり、ただ年間を通して議員が働いていることをアピールするだけのパフォーマンスであれば、難しいのではないかな。

(翼) 兼業している人もいるし、年度を通して大体の会期日程案が作られているので、通年議会は必要ない考える。

(香流) 通年議会にしたとしても、突然のスケジュール追加には調整が必要だと思う。現状、臨時会を招集する場合にかかる手間や日数の負担が、通年議会にした場合はどうなるのかが検証できていない。給付金の給付時期が他市町よりも遅れたことを例に挙げていたが、他自治体と本市では体制の違いもあるし、臨時会対応ではなく通年議会にすれば迅速化が図れるのかは分からないと思う。

ただ、現在は請願や陳情の審査時期が各定例会に縛られており、通年議会にすれば市民の声を迅速に議題として上げられるという点ではメリットは大きい。

(わたなべ委員外議員)

田崎議員から、議会運営委員会で研究すべきとの意見があった。

(みらい) 臨時会で対応できるので、今のところ通年議会にする必要はないと考える。

(委員長) 各会派の意見を伺ったが、「臨時会で対応できている」「兼業している議員もいる」ことから、慎重な意見が多かったと思う。

・ ハラスメント対策について

(公明党) 昨今、様々な場面でハラスメントは大きな話題となっている。市議会としてもハラスメントを防止し、公正な職場環境を整える必要があると思うが、条例化を目指すのであればバランスの取れた内容にしなければならない。

(ながくて) 議会の職場環境や信頼性のためにも、条例化するなら実効性のある制度設計が必要である。早めに検討すべきである。

(翼) 人間なので感情的な対立もあるが、皆人格者である。条例化すると逆にぎくしゃくし、言論の府である議会において、思うように意見が述べられなくなる不安がある。議員間や議員対職員・対市民で、それぞれどういう言動が良くなるのか、改めて研修を行うのがよい。

(香流) ハラスメントの研修は必要だと思う。現状の市議会議員政治倫理条例などの内容を確認し、全議員で共通意識を持つための研修会を実施してはどうか。研修会の実施後、条例化が必要との判断になれば、その時に考えるのがよい。

先日、NPO 法人フローレンス会長の駒崎氏が、ハラスメント防止等に関する条例のある東京都渋谷区議会の議員がXに投稿した内容について、不当な中傷を受けたとして、条例第6条に基づき区議会の外部相談窓口機関へ訴えたという。ハラスメントというのは、受けた側が「ハラスメント」と捉えればハラスメントとして成立するものであり、条例化したならば議会はきちんと責任を持って対応しないといけなくなる。駒崎氏の訴え自体も、議員側の取りようによってはハラスメントと感ずてもおかしくないと思う。慎重に進めるべきで

あり、政治倫理条例で自身を十分に律することができるなら、ハラスメント対策の条例は必要ないというのが個人的な意見である。

(わたなべ委員外議員)

田崎議員から、条例化するのではなく、陰湿ないじめがないように十分留意し、人間関係を大事にしていくのがよいとの意見があった。

(みらい) 昨今の世の中の流れから、当然何か対策を取るべきだとは思いますが、条例化するにしてもまずは勉強をしっかりとしてから進めるべきである。

(委員長) 各会派の意見をまとめると、まずは研修会などで十分に勉強をしてから、条例化が必要かどうかを見極めるということになると思う。

・ 議選の監査委員の任期について

(公明党) 今までの慣例から、1年だと思う。

(ながくて) 現状は、任期は4年、慣例で1年交代としているが、委員会の委員の任期と同様、2年くらいで交代にするとよい。法に抵触しない実効性のあるルールを定められるとよい。

(翼) 慣例から1年だと思っている。継続して次の年も務める場合も、一度は辞めてから再度立候補する形が望ましい。今年5月の議会人事のようなことにならないよう、全議員が誤解なく統一した認識を持つために市議会申合せ及び先例集の中に明文化した方がよい。

(香流) 慣例で1年としているのは問題ないが、申合せ等に明記すると地方自治法に反することになると思う。

平成29年の法改正で議選の監査委員は置かないこともできるようになったが、現状まだ置いている自治体、置かなくなった自治体、一度は置かなくなったが再び置くようになった自治体がある。議選の監査委員を置くことの必要性・重要性について、市議会で研修を行ってはどうか。

(わたなべ委員外議員)

今年5月の議会人事で、議選の監査委員は辞めずに交代とならなかったことは是とされ、議会運営委員会の委員長は辞めさせたことに違和感があるとの意見があった。

(みらい) 任期については、今まで慣例で1年としてきて問題なかったのものでそれでよいと思うが、継続して次の年も務めたい場合は全議員の承認を得るとか、他にも希望者がいれば選挙を行うなど、明文化は必要だと思う。

(委員長) 慣例の明文化が必要との意見や、研修の実施についての意見があった。

以上、議長からの諮問事項である4項目について、本委員会の意見として正副議長に共有する。

3 その他

(委員長) 前回の委員会で、なかじま委員から課題として取り上げてほしい項目が8点

挙げられ、desknet'sNEO 電子会議室で共有されている。時間の都合上、本日は一つ一つ取り上げることはしないが、何か意見等はあるか。

(議長) 1 点目に挙げられている「田崎あきひさ議員の議会運営委員会委員辞職に至った経緯について」は、全員協議会も開催し、これまで再三話をしているが、この場で改めて説明する。

令和 7 年 5 月 19 日、臨時会後に迎える 1 回目の議会運営委員会の時点で、すでに田崎議員は会派を解散していた。そのことに関し、一般質問発言通告書の提出日である 5 月 26 日、複数人の議員たちが通告内容の確認の待ち時間に議員控室にて、会派に属さない議員が議会運営委員会の委員長を務めることについては慣例がなく、一度辞任してはどうかという話をしていた。私は途中から呼ばれてその場に同席したが、会派の代表を務める議員も多くおり、田崎議員本人もいて概ね納得していたと思っている。

2 日後の 5 月 28 日午前 9 時、2 回目の議会運営委員会の準備のため事前打合せの予定が入っていた。26 日に話していたため田崎議員本人から辞任の意向が示されるだろうと思って臨んだが、そうではなかったので 1 時間くらいかけて話をした。その時は、「今まではわたなべ議員が委員外議員として議会運営委員会に出席していたが、会派に属さない議員が田崎議員、おくだ議員と合わせて 3 人になったので、田崎議員はいったん委員を辞職して、まず 3 人が同じ立ち位置に立つべきではないか」、「その後、会派に属さない議員から委員を選任するということに決まったら、改めて誰が委員になるかを 3 人で相談すること」という指摘をした。その場ですぐ辞職願を提出させることはしていない。打合せは午前中で終了し、同日の午後 3 時半くらいに田崎議員が自分の意思で、事務局へ辞職願を提出した。

辞職願の文面には「今般、会派の異動に伴い、議長より議会運営委員会委員の資格がないとご指摘を賜りました。私といたしましては、まことに心苦しい限りでございますが、議会運営の円滑化を最優先に考え、やむを得ず苦渋の決断として、全面的に議長のご判断を尊重し、令和 7 年 5 月 28 日付をもって議会運営委員会の委員を辞職いたします。」とある。田崎議員本人も議会が混乱することは望んでおらず、「全面的に議長の判断を尊重する」と納得して提出されたものと認識している。

法的根拠については、「議員」の辞職ではなく「委員」の辞職なので当然ない。会派に属さなくなった議員は委員を即辞職するという取り決めはないが、あくまで慣例から、多くの議員の意見を踏まえてそのような形が適切だと判断した。

自主的な辞職だとするのは誤解であるとの主張に対しては、先ほどの説明のとおり、打合せの場で辞職願を提出させたわけではなく、午後になって本人の意思で提出されたことと、その文面から、自主的な辞職だと捉えている。

(なかじま委員)

今の議長の話の中で、「あくまで慣例から」という部分については、調べた範囲では「慣例ではそうっていない」と私は主張している。

今後課題として取り上げてほしい項目の４点目に挙げた「開かれた議会」の実現については、情報をいち早く知りたいという市民も増えているので、できるだけ早く情報公開の拡充を検討議題に上げてほしい。

６点目の議会の防災訓練についても、できるだけ早く実施してほしい。

(大島委員) 市議会申合せ及び先例集の見直しについては、他議員にも意見があると思うので、なかじま委員の意見に特化せずに正副委員長でまとめ、明文化できるものと慣例としていくしかないものを区別して合意形成を図ってほしい。

田崎議員の委員辞職の件に関して一つ言いたいことは、５月１９日の議会運営委員会の冒頭で、委員長であった田崎議員は、「会派に属さない議員の代表者であるわたなべ議員が、委員外議員として委員会に出席すること」を諮り、認めた。しかし、前の週の金曜日の時点で既に会派を解散し、田崎議員本人もおくだ議員とともに会派に属さない議員となったことを、自分のことなので当然承知していたはずである。なぜ、５月１９日の委員会で本人から「自分もわたなべ議員と同様、会派に属さない議員の立場になったので、自分が委員を、また委員長を続けてよいか協議してほしい」ということを発信しなかったのか、非常に疑問である。そうすれば、このような状況にはならなかったと思う。

SNSなどで、市政に対する批判や考えを主張するのはよいが、議会内の課題でまだ結論が出ていないようなことに関し、他議員の主張を批判するような投稿があると、思うように自分の考えを述べられなくなる。この数か月、精神的にとっても苦しい思いであった。各議員がよい関係性を持ちながら、議会運営をしていけるようにしたい。

(わたなべ委員外議員)

田崎議員が会派を解散し、会派に属さない議員になったと聞いたとき、会派に属さない議員３人のうちの誰かが議会運営委員会の委員になるものだ、とすぐに考えてしまった。その前に様々な手続きや話し合いが必要だということに考えが及ばず、反省している。

(委員長) なかじま委員からの取り上げてほしい課題について、希望どおり全てを酌むことはできないが、正副委員長で精査した上で、委員の皆さんに諮りながら議題としていきたい。

次回は令和７年８月２５日（月）午前１０時

以上で議会運営委員会を終了する。